

國學院大學大学院 長期履修制度の手引き

國學院大學 大学院事務課

〒150-8440 東京都渋谷区東 4-10-28

電話 03 (5466) 0142 (直通)

E-mail daigakuin-j@kokugakuin.ac.jp

令和5年3月

目次

1. 長期履修制度に関する Q&A 1
2. 長期履修制度における学費納入について(本学出身者) 8
3. 長期履修制度における学費納入について(他大学出身者) 14
4. 申請書類
 - 長期履修申請・計画書(様式①)
 - 長期履修申請・計画書(入学後)(様式②)
 - 長期履修 期間変更申請・計画書(様式③)

長期履修制度に関する Q&A

〈制度〉

Q1. 長期履修制度とはどのような制度ですか？

職業を有している、育児又は介護中である、心身の障がいなどの理由で、十分な学修時間を確保できない方に配慮した制度です。

長期履修が認められると、博士前期課程（修士課程）の通常「2年」の標準修業年限が「3年」または「4年」に延長され、年間の学費等納付金の負担を軽減できます（修了までにかかる学費等納付金は、通常の場合と同程度になります）。

これにより、長期的な研究計画を立てることができます。

Q2. 長期履修制度を利用できる課程・研究科を教えてください。

博士前期課程（修士課程）のすべての研究科（文学研究科・法学研究科・経済学研究科）において利用できます。

博士後期課程では利用できません。

〈対象〉

Q3. 長期履修制度の対象となるのは、どのような場合でしょうか？

下記の①～③の方が対象となります。

① 職業を有している方

フルタイム（被雇用者、自営業者 他）

アルバイト・パートタイム（その負担により修学に影響がある方）

② 出産、育児または親族の介護を行う必要のある方

③ 心身の機能に障がいがある方

Q4. フルタイムの勤務ではないパートタイム勤務ですが、長期履修制度の申請はできますか？

パートタイムでの勤務が生計維持の収入となっており、修学に時間的な制限がある場合は長期履修の対象となります。修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイトやパートタイムに従事する方の適用は認められません。

Q5. 外国人留学生は長期履修制度の申請が可能でしょうか？

外国人留学生で在留資格が「留学」の方は申請できません。
他方で、在留資格が「人文知識・国際業務」「日本人の配偶者等」の査証の方は申請できます。外国人の方が長期履修制度に申請する際には、必ず大学院事務課にご相談ください。

〈学費〉

Q6. 長期履修制度を利用した場合の学費を教えてください。

長期履修を申請して認められた場合、標準修業年限の授業料・施設設備費の総額を、長期履修期間として認められた年数（3年または4年）で支払うことになります。入学金、維持運営費、諸費は通常の金額となります（「長期履修制度における学費納入について」参照）。

〈申請〉

Q7. 長期履修制度はいつ申請すればよいですか？

年2回（秋季・春季）の大学院入学試験の出願時に申請してください。

Q8. 長期履修制度の申請手続きについて教えてください。

大学院入学試験の出願時に次の書類を提出してください。

- (1) 長期履修申請・計画書（様式①） *申請理由を詳細に記載してください。
- (2) 申請理由を証明するために必要と認める書類
例：在職証明書（有職者の場合）
母子手帳の写し（出産・育児の場合）
障害者手帳の写し（障がいの場合） 等

Q9. 就職活動中だが申請することは可能でしょうか？

出願時までには就労予定証明または内定通知書等が提出できる場合には、申請が可能です。ただし、長期履修が認められたとしても、入学後に実際に就労しなかった場合には、長期履修は取り消されます。

Q10. 長期履修制度の利用申請は、必ず認められますか？

提出された申請書類に基づき、各研究科委員会で可否を決定します。
必ず認められるわけではありませんのでご注意ください。
入学試験の合格発表時（入学通知書発送時）に、長期履修の可否通知を送付します。

〈履修・学生生活〉

Q11. 長期履修制度を利用する場合、年間の履修単位数の上限は何単位でしょうか？

通常の学生と同様に、履修上限は設けていません。

Q12. 長期履修制度を利用する場合、最長で何年間在学できますか？ また修了延期となった場合の学費はどのようになりますか？

長期履修を認められた学生の最長の在学年限は6年です（休学期間を除く）。
それ以上は在学することはできません。
長期履修の修業年限内に修了できず、修了延期となったときの学費は、最終年度の授業料・施設設備費を繰り返し適用します（「長期履修制度における学費納入について」を参照してください）。

Q13. 単位の修得や修士論文の執筆はどのように進めればよいのでしょうか？

学生のそれぞれの事情により、指導を希望する教員と相談した上で、学修計画を作成することになります。例えば博士前期課程1年目に必要単位を全て修得したうえで、2年目以降にじっくり論文に取り組んだり、必要単位を毎年少しずつ修得したりすることもできます。

Q14. 図書館や学生研究室は利用できますか？

利用できます。

また研究会への出席、紀要への投稿についても通常の学生と同様です。

Q15. 長期履修制度を利用中に、学内外の奨学金に応募することは可能でしょうか？

可能です。ただし、奨学金の支給額について、「授業料の〇〇%相当」と授業料をベースとして定められていることから、その年度に支払う授業料に基づき、奨学金の支給額も算定されます。

〈修業年限の変更(延長・短縮)〉

Q16. 大学院に入学後、長期履修制度への変更は認められますか？

入学後、長期履修制度の対象要件（Q3①～③）に該当することになった方については、長期履修の申請が可能です。ただし年度途中での移行は認められません。

申請にあたっては、指導教員と長期履修へ変更した場合の履修計画及び研究計画について相談の上、申請してください。

申請受付期間は、変更を希望する前年度の11月1日～12月31日までとなります。

申請にあたっては次の書類を提出してください。

(1) 長期履修申請・計画書〈入学後〉(様式②) *申請理由を詳細に記載してください。

(2) 申請理由を証明するために必要と認める書類

例：在職証明書（有職者の場合）

母子手帳の写し（出産・育児の場合）

障害者手帳の写し（障がいの場合） 等

Q17. 在学中に長期履修期間を変更(短縮・延長)することはできますか？

長期履修を認められた学生が、履修期間を短縮・延長しようとする場合には、指導教員と長期履修期間を変更した場合の履修計画及び研究計画について相談の上、所定の期間に申請してください。ただし年度途中での変更はできません。短縮・延長の可否は各研究科委員会で決定されます。申請にあたっては、「長期履修期間変更申請・計画書(様式③)」を提出してください。

申請受付期間は、次の通りです。

短縮の場合：

次の年度からの短縮を希望する場合には、前年度の7月1日～8月31日まで
当該年度末の修了を希望する場合には、その年度の7月1日～8月31日まで

延長の場合：

次の年度からの延長を希望する場合には、前年度の11月1日～12月31日まで

*例えば、通常コース(2年修了生)に在籍する者が2024年4月から3年履修生へ移行することを希望する場合には、2023年12月31日までに申請する必要があります。

*学費については、「長期履修制度における学費納入について」を参照してください。

Q18. 長期履修期間の変更(短縮・延長)申請は、在学中に何回申請することができるのでしょうか？

1回のみ申請できます。

Q19. 長期履修期間の変更が認められた場合の学費を教えてください。

「長期履修制度における学費納入について」を参照してください。

〈休学〉

Q20. 休学する場合、休学期間は長期履修期間の年限に含まれますか？

休学期間は長期履修期間(3年または4年)の年限には含まれません。

**Q21. 長期履修期間に休学する場合、復学後も長期履修が継続できますか？
その場合、学費は長期履修により認められた金額が適用されますか？**

休学を挟んでも、長期履修制度の利用は継続します。

休学から復学した後の学費は、長期履修の学費が適用となります。

Q22. 休学する際の学費はどのようになりますか？

休学期間が1年の場合、授業料、施設設備費及び維持運営費の全額が免除されます。
休学期間が前期又は後期の場合、授業料及び施設設備費の半額、維持運営費の全額が免除されます。

ただし諸費（大学院紀要代・研究科ごとの諸費・院友入会金等）は免除されません。
なお次の休学在籍料は納入していただきます。

休学期間が1年 100,000円

休学期間が半期（前期又は後期） 50,000円

〈退学〉

Q23. 長期履修期間に中途退学し、再入学後も長期履修を希望する場合、退学前の期間は引き継がれるのでしょうか？

長期履修期間中に中途退学した後に、再入学した場合には、引き続き長期履修が認められます。ただし、退学前の在学期間と再入学後の在学期間を足した期間の上限は6年となります。

なお、長期履修制度は令和5年度入学者から適用いたしますので、令和4年以前の入学者については、令和5年以降に再入学するとしても、長期履修制度は利用できません。

例：長期履修3年が認められたが、1年終了時に退学

→再入学時には2年生に再入学する。

→退学前の在学期間と再入学後の在学期間を足した期間が3年に達し、修了に必要な要件（※）が整った場合、修了できる（3年未満では修了できない）。

6年に達して修了要件が整わない場合には退学になる。

※修了に必要な要件：所定の授業科目30単位以上の修得+修士論文を提出し、
審査・試験に合格すること

Q24. 長期履修制度を利用中に中途退学した場合、制度利用がない学生の通常学費(長期履修制度を利用しない場合の通常の学費)との差額の追加納入は行いますか？

通常学費と長期履修制度学費との差額の追加納入は行いません。

Q25. 退学してから再入学するまでの間に学費改定があった場合には、改定後の学費が適用となりますか？

再入学時の学費が適用となります。

Q26. 長期履修制度を利用する場合、9月に修了することはできますか？

長期履修制度の適用者については、延長された修業年限(3年または4年)を短縮して9月修了をすることはできません。

その他、長期履修に関して不明な点があるときは、
大学院事務課に照会してください。

長期履修制度における学費納入について(本学出身者)

博士前期課程

学費等納付金額(令和5年度)

(単位:円)

項目		総額	備考
学費	入学金	100,000	初年度のみ
	授業料	505,000	長期履修年数での
	施設設備費	100,000	支払い対象項目
	維持運営費	10,000	毎年度
諸費	大学院紀要代	2,000	毎年度
	研究科ごとの諸費	2,000~3,000	毎年度

通常(標準修業年限2年)

(単位:円)

通常の2年修了生		
1年生	2年生	総額
605,000	605,000	1,210,000

〈算出根拠〉

$$505,000 + 100,000 = 605,000$$

通常の授業料年額(円) + 通常の施設設備費(年) = 通常の授業料+通常の施設設備費の年額(円)

* 入学金・維持運営費・大学院紀要代・研究科ごとの諸費を除く(以下同じ)

長期履修生の学費

① 3年修了生

(単位：円)

3年修了生コース			
1年生	2年生	3年生	総額
403,400	403,400	403,400	1,210,200

〈算出根拠〉

$$\begin{array}{rclclcl}
 505,000 & \times & 2 & \div & 3 & = & 336,700 \\
 100,000 & \times & 2 & \div & 3 & = & 66,700
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{rclclcl} 505,000 \\ 100,000 \end{array}} \right\} 403,400$$

通常の授業料年額 (円) × 標準修業年限 (年) ÷ 長期履修期間 (年) = 長期履修学生の授業料年額 (円)

通常の施設設備費年額 (円) × 標準修業年限 (年) ÷ 長期履修期間 (年) = 長期履修学生の施設設備費 (円)

※長期履修生の学費のうち、授業料および施設設備費の年額については、大学院学則第29条別表に定める学費の年額に2を乗じて得た額を修業年限の年数 (3年修了生については3、4年修了生については4) で除した額とし、百円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。(取扱い規程 第4条)

② 4年修了生

(単位：円)

4年修了生コース				
1年生	2年生	3年生	4年生	総額
302,500	302,500	302,500	302,500	1,210,000

〈算出根拠〉

$$\begin{array}{rclclcl}
 505,000 & \times & 2 & \div & 4 & = & 252,500 \\
 100,000 & \times & 2 & \div & 4 & = & 50,000
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{rclclcl} 505,000 \\ 100,000 \end{array}} \right\} 302,500$$

通常の授業料年額 (円) × 標準修業年限 (年) ÷ 長期履修期間 (年) = 長期履修学生の授業料年額 (円)

通常の施設設備費年額 (円) × 標準修業年限 (年) ÷ 長期履修期間 (年) = 長期履修学生の施設設備費 (円)

在学途中から長期履修を開始した場合

① 通常(2年)修了生が、1年終了時に3年修了生に移行した場合

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	総額
605,000	403,400	403,400	1,411,800

※1
※2

※1： [通常の授業料年額] 505,000円 + [通常の施設設備費の年額] 100,000円 = [通常の授業料+通常の施設設備費の年額] 605,000円

※2： [長期履修期間3年で計算した授業料年額] 336,700円 × 2年 = 673,400円
 [長期履修期間3年で計算した施設設備費年額] 66,700円 × 2年 = 133,400円 } 806,800円

② 通常(2年)修了生が、1年終了時に4年修了生に移行した場合

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	総額
605,000	302,500	302,500	302,500	1,512,500

※1
※2

※1： [通常の授業料年額] 505,000円 + [通常の施設設備費の年額] 100,000円 = [通常の授業料+通常の施設設備費の年額] 605,000円

※2： [長期履修期間4年で計算した授業料年額] 252,500円 × 3年 = 757,500円
 [長期履修期間4年で計算した施設設備費年額] 50,000円 × 3年 = 150,000円 } 907,500円

長期履修期間の変更(短縮)

① 入学時に長期履修3年修了生であったが、2年開始時に履修期間を2年に短縮した場合

(単位：円)

1年目	2年目	総額
403,400	806,600	1,210,000

※1
※2

※1： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円
 [長期履修3年で計算した施設設備費年額] 66,700円 } 403,400円

※2： [通常の授業料年額] 505,000円 + [差額] (505,000 - 336,700) = 673,300円
 [通常の施設設備費年額] 100,000円 + [差額] (100,000 - 66,700) = 133,300円 } 806,600円

② 入学時に長期履修4年修了生であったが、2年開始時に履修期間を3年に短縮した場合

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	総額
302,500	504,300	403,400	1,210,200

※1
※2
※3

※1： [長期履修4年で計算した授業料年額] 252,500円
 [長期履修4年で計算した施設設備費年額] 50,000円 } 302,500円

※2： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円+ [差額] (336,700 - 252,500) = 420,900円
 [長期履修3年で計算した施設設備費年額] 66,700円+ [差額] (66,700 - 50,000) = 83,400円 } 504,300円

※3： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円
 [長期履修3年で計算した施設設備費年額] 66,700円 } 403,400円

長期履修期間の変更 (延長)

入学時に長期履修3年修了生であったが、2年開始時に履修期間を4年に延長した場合

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	総額
403,400	302,500	302,500	302,500	1,310,900

※1
※2

※1： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円
 [長期履修3年で計算した施設設備費年額] 66,700円 } 403,400円

※2： [長期履修4年で計算した授業料年額] 252,500円 × 3年 = 757,500円
 [長期履修4年で計算した施設設備費年額] 50,000円 × 3年 = 150,000円 } 907,500円

修業年限内に修了できず、在学期間を延長する場合

① 3年修了生が年限内で修了できず、在学期間を1年延長する場合（計4年在学）

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	総額
403,400	403,400	403,400	403,400	1,613,600

※1
※2

●修了延期となったときは、最終年度の授業料・施設設備費を繰り返し適用する（規程第4条の4）

※1： [長期履修期間3年で計算した授業料年額] 336,700円 × 3年 = 1,010,100円	}	1,210,200円
[長期履修期間3年で計算した施設設備費年額] 66,700円 × 3年 = 200,100円		
※2： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円	}	403,400円
[長期履修3年で計算した施設設備費年額] 66,700円		

② 4年修了生が年限内で修了できず、在学期間を1年延長する場合（計5年在学）

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	総額
302,500	302,500	302,500	302,500	302,500	1,512,500

※1
※2

●修了延期となったときは、最終年度の授業料・施設設備費を繰り返し適用する（規程第4条の4）

※1： [長期履修4年で計算した授業料年額] 252,500円 × 4年 = 1,010,000円	}	1,210,000円
[長期履修4年で計算した施設設備費年額] 50,000円 × 4年 = 200,000円		
※2： [長期履修4年で計算した授業料年額] 252,500円	}	302,500円
[長期履修4年で計算した施設設備費年額] 50,000円		

③ 3年修了生が年限内で修了できず、在学期間を3年延長する場合（計6年在学）

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	総額
403,400	403,400	403,400	403,400	403,400	403,400	2,420,400

※1
※2

●修了延期となったときは、最終年度の授業料・施設設備費を繰り返し適用する（規程第4条の4）

※1： [長期履修期間3年で計算した授業料年額] 336,700円 × 3年 = 1,010,100円	}	1,210,200円
[長期履修期間3年で計算した施設設備費年額] 66,700円 × 3年 = 200,100円		
※2： [長期履修期間3年で計算した授業料年額] 336,700円 × 3年 = 1,010,100円	}	1,210,200円
[長期履修期間3年で計算した施設設備費年額] 66,700円 × 3年 = 200,100円		

④ 4年修了生が年限内で修了できず、在学期間を2年延長する場合（計6年在学）

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	総額
302,500	302,500	302,500	302,500	302,500	302,500	1,815,000

※1
※2

●修了延期となったときは、最終年度の授業料・施設設備費を繰り返し適用する（規程第4条の4）

※1： [長期履修4年で計算した授業料年額] $252,500円 \times 4年 = 1,010,000円$	}	1,210,000円
[長期履修4年で計算した施設設備費年額] $50,000円 \times 4年 = 200,000円$		
※2： [長期履修期間4年で計算した授業料年額] $252,500円 \times 2年 = 505,000円$	}	605,000円
[長期履修期間4年で計算した施設設備費年額] $50,000円 \times 2年 = 100,000円$		

長期履修制度における学費納入について(他大学出身者)

博士前期課程

学費等納付金額(令和5年度)

(単位:円)

項目		総額	備考
学費	入学金	200,000	初年度のみ
	授業料	505,000	長期履修年数での 支払い対象項目
	施設設備費	200,000	
	維持運営費	10,000	毎年度
諸費	大学院紀要代	2,000	毎年度
	院友会入会金	10,000	初年度のみ
	研究科ごとの諸費	2,000~3,000	毎年度

通常(標準修業年限2年)

(単位:円)

通常の2年修了生		
1年生	2年生	総額
705,000	705,000	1,410,000

〈算出根拠〉

$$505,000 + 200,000 = 705,000$$

通常の授業料年額(円) + 通常の施設設備費(年) = 通常の授業料 + 通常の施設設備費の年額(円)

* 入学金・維持運営費・大学院紀要代・研究科ごとの諸費を除く(以下同じ)

長期履修生の学費

① 3年修了生

(単位：円)

3年修了生コース			
1年生	2年生	3年生	総額
470,100	470,100	470,100	1,410,300

〈算出根拠〉

$$\begin{array}{rclclcl}
 505,000 & \times & 2 & \div & 3 & = & 336,700 \\
 200,000 & \times & 2 & \div & 3 & = & 133,400
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{rclclcl} 505,000 \\ 200,000 \end{array}} \right\} 470,100\text{円}$$

通常の授業料年額 (円) × 標準修業年限 (年) ÷ 長期履修期間 (年) = 長期履修学生の授業料年額 (円)

通常の施設設備費年額 (円) × 標準修業年限 (年) ÷ 長期履修期間 (年) = 長期履修学生の施設設備費 (円)

※長期履修生の学費のうち、授業料および施設設備費の年額については、大学院学則第29条別表に定める学費の年額に2を乗じて得た額を修業年限の年数(3年修了生については3、4年修了生については4)で除した額とし、百円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。(取扱規程 第4条)

② 4年修了生

(単位：円)

4年修了生コース				
1年生	2年生	3年生	4年生	総額
352,500	352,500	352,500	352,500	1,410,000

〈算出根拠〉

$$\begin{array}{rclclcl}
 505,000 & \times & 2 & \div & 4 & = & 252,500 \\
 200,000 & \times & 2 & \div & 4 & = & 100,000
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{rclclcl} 505,000 \\ 200,000 \end{array}} \right\} 352,500\text{円}$$

通常の授業料年額 (円) × 標準修業年限 (年) ÷ 長期履修期間 (年) = 長期履修学生の授業料年額 (円)

通常の施設設備費年額 (円) × 標準修業年限 (年) ÷ 長期履修期間 (年) = 長期履修学生の施設設備費 (円)

在学途中から長期履修を開始した場合

① 通常(2年)修了生が、1年終了時に3年修了生に移行した場合

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	総額
705,000	470,100	470,100	1,645,200

※1
※2

※1： [通常の授業料年額] 505,000円 + [通常の施設設備費の年額] 200,000円 = [通常の授業料+通常の施設設備費の年額] 705,000円

※2： [長期履修期間3年で計算した授業料年額] 336,700円 × 2年 = 673,400円
 [長期履修期間3年で計算した施設設備費年額] 133,400円 × 2年 = 266,800円 } 940,200円

② 通常(2年)修了生が、1年終了時に4年修了生に移行した場合

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	総額
705,000	352,500	352,500	352,500	1,762,500

※1
※2

※1： [通常の授業料年額] 505,000円 + [通常の施設設備費の年額] 200,000円 = [通常の授業料+通常の施設設備費の年額] 705,000円

※2： [長期履修期間4年で計算した授業料年額] 252,500円 × 3年 = 757,500円
 [長期履修期間4年で計算した施設設備費年額] 100,000円 × 3年 = 300,000円 } 1,057,500円

長期履修期間の変更（短縮）

- ① 入学時に長期履修3年修了生であったが、2年開始時に履修期間を2年に短縮した場合

(単位：円)

1年目	2年目	総額
470,100	939,900	1,410,000

※1 ※2

※1： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円 [長期履修3年で計算した施設設備費年額] 133,400円	} 470,100円	
※2： [通常の授業料年額] 505,000円+ [差額] (505,000 - 336,700) = 673,300円 [通常の施設設備費年額] 200,000円+ [差額] (200,000 - 133,400) = 266,600円	} 939,900円	

- ② 入学時に長期履修4年修了生であったが、2年開始時に履修期間を3年に短縮した場合

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	総額
352,500	587,700	470,100	1,410,300

※1 ※2 ※3

※1： [長期履修4年で計算した授業料年額] 252,500円 [長期履修4年で計算した施設設備費年額] 100,000円	} 352,500円	
※2： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円+ [差額] (336,700 - 252,500) = 420,900円 [長期履修3年で計算した施設設備費年額] 133,400円+ [差額] (133,400 - 100,000) = 166,800円	} 587,700円	
※3： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円 [長期履修3年で計算した施設設備費年額] 133,400円	} 470,100円	

長期履修期間の変更（延長）

入学時に長期履修3年修了生であったが、2年開始時に履修期間を4年に延長した場合

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	総額
470,100	352,500	352,500	352,500	1,527,600

※1

※2

- ※1： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円 }
 [長期履修3年で計算した施設設備費年額] 133,400円 } 470,100円
- ※2： [長期履修4年で計算した授業料年額] 252,500円 × 3年 = 757,500円 }
 [長期履修4年で計算した施設設備費年額] 100,000円 × 3年 = 300,000円 } 1,057,500円

修業年限内に修了できず、在学期間を延長する場合

① 3年修了生が年限内で修了できず、在学期間を1年延長する場合（計4年在学）

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	総額
470,100	470,100	470,100	470,100	1,880,400

※1

※2

- 修了延期となったときは、最終年度の授業料・施設設備費を繰り返し適用する（規程第4条の4）
- ※1： [長期履修期間3年で計算した授業料年額] 336,700円 × 3年 = 1,010,100円 }
 [長期履修期間3年で計算した施設設備費年額] 133,400円 × 3年 = 400,200円 } 1,410,300円
- ※2： [長期履修3年で計算した授業料年額] 336,700円 }
 [長期履修3年で計算した施設設備費年額] 133,400円 } 470,100円

② 4年修了生が年限内で修了できず、在学期間を1年延長する場合（計5年在学）

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	総額
352,500	352,500	352,500	352,500	352,500	1,762,500

※1
※2

●修了延期となったときは、最終年度の授業料・施設設備費を繰り返し適用する（規程第4条の4）

※1： [長期履修4年で計算した授業料年額] $252,500円 \times 4年 = 1,010,000円$	}	1,410,000円
[長期履修4年で計算した施設設備費年額] $100,000円 \times 4年 = 400,000円$		
※2： [長期履修4年で計算した授業料年額] $252,500円$	}	352,500円
[長期履修4年で計算した施設設備費年額] $100,000円$		

③ 3年修了生が年限内で修了できず、在学期間を3年延長する場合（計6年在学）

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	総額
470,100	470,100	470,100	470,100	470,100	470,100	2,820,600

※1
※2

●修了延期となったときは、最終年度の授業料・施設設備費を繰り返し適用する（規程第4条の4）

※1： [長期履修期間3年で計算した授業料年額] $336,700円 \times 3年 = 1,010,100円$	}	1,410,300円
[長期履修期間3年で計算した施設設備費年額] $133,400円 \times 3年 = 400,200円$		
※2： [長期履修期間3年で計算した授業料年額] $336,700円 \times 3年 = 1,010,100円$	}	1,410,300円
[長期履修期間3年で計算した施設設備費年額] $133,400円 \times 3年 = 400,200円$		

④ 4年修了生が年限内で修了できず、在学期間を2年延長する場合（計6年在学）

(単位：円)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	総額
352,500	352,500	352,500	352,500	352,500	352,500	2,115,000

※1
※2

●修了延期となったときは、最終年度の授業料・施設設備費を繰り返し適用する（規程第4条の4）

※1： [長期履修4年で計算した授業料年額] $252,500円 \times 4年 = 1,010,000円$	}	1,410,000円
[長期履修4年で計算した施設設備費年額] $100,000円 \times 4年 = 400,000円$		
※2： [長期履修期間4年で計算した授業料年額] $252,500円 \times 2年 = 505,000円$	}	705,000円
[長期履修期間4年で計算した施設設備費年額] $100,000円 \times 2年 = 200,000円$		

様式①

令和 年 月 日

國學院大學（文学・法学・経済学）研究科委員長 殿

長期履修申請・計画書

標記のことについて、下記の通り申請します。

申請者	所属	研究科 博士前期課程		専攻・コース			
	氏名		㊦ 学籍番号				
	生年月日	昭和・平成	年 月 日	入学年度	令和	年度	

※入学を希望する研究科・専攻・コースを記入してください。学籍番号欄には記入しないでください

希望する長期履修期間

令和 年 4月 1日～ 令和 年 3月 31日 （ 3年修了生 ・ 4年修了生 ）

申請理由 ※申請理由を詳細に記載してください。

【添付書類】 上記の申請理由を証明するために必要と認める書類を添付してください。

- 例： 在職証明書（有職者の場合）
母子手帳の写し（出産・育児の場合）
障害者手帳の写し（障がいの場合）

研究計画

〈1年目〉
〈2年目〉
〈3年目〉
〈4年目〉 ※4年修了生のみ
〈全体計画〉

* 提出締切：秋季・春季入学試験出願締切日

* 以下大学院事務課記入欄

提出の別	窓口（本人・保証人・代理人） / 郵送	事務課長 ㊦
受理日	令和 年 月 日	受理者
長期履修承認日	令和 年 月 日	研究科委員会承認

見本（本書は事務課窓口に申し出の上、お受け取りください）

様式②

令和 年 月 日

國學院大學（文学・法学・経済学）研究科委員長 殿

長期履修申請・計画書〈入学後〉

標記のことについて、下記の通り申請します。

申請者	所属	研究科 博士前期課程		専攻・コース			
	氏名		㊟	学籍番号			
	生年月日	昭和・平成	年 月 日	入学年度	令和	年度	
	指導教員		㊟	※必ず指導教員の承諾を得ること			

希望する長期履修期間

令和 年 4月 1日～ 令和 年 3月 31日 （ 3年修了生 ・ 4年修了生 ）

※入学年度を開始年として記載すること

申請理由 ※申請理由を詳細に記載してください。

【添付書類】上記の申請理由を証明するために必要と認める書類を添付してください。

- 例：在職証明書（有職者の場合）
- 母子手帳の写し（出産・育児の場合）
- 障害者手帳の写し（障がいの場合）

変更後の履修計画及び研究計画

〈1年目〉
〈2年目〉
〈3年目〉
〈4年目〉 ※4年修了生のみ
〈全体計画〉

*提出期間：変更を希望する前年度の11月1日～12月末日

*以下大学院事務課記入欄

提出の別	窓口（本人・保証人・代理人） / 郵送	事務課長 ㊟
受理日	令和 年 月 日	受理者
長期履修承認日	令和 年 月 日	研究科委員会承認

見本（本書は事務課窓口に申し出の上、お受け取りください）

様式③

令和 年 月 日

國學院大學（文学・法学・経済学）研究科委員長 殿

長期履修 期間変更申請・計画書

標記のことについて、下記の通り申請します。

申請者	所属	研究科 博士前期課程		専攻・コース			
	氏名			㊟ 学籍番号			
	生年月日	昭和・平成	年 月 日	入学年度	令和	年度	
	指導教員			㊟	※必ず指導教員の承諾を得ること		

履修期間の変更を希望する理由 ※変更を希望する理由を証明できる書面がある場合は添付すること

既に許可されている長期履修期間

令和 年 4月 1日～ 令和 年 3月 31日	3年修了生 ・ 4年修了生
-------------------------	---------------

※入学年度を開始年として記載すること ※どちらかを○で囲むこと

変更を希望する長期履修期間

令和 年 4月 1日～ 令和 年 3月 31日	短縮 (3年→2年) (4年→3年) ・ 延長 (3年→4年)
-------------------------	---------------------------------

※入学年度を開始年として記載すること ※いずれかを○で囲むこと

期間変更後の履修計画及び研究計画 ※入学年度を開始年として記載すること

〈1年目〉
〈2年目〉
〈3年目〉
〈4年目〉 ※4年修了生のみ
〈全体計画〉

* 提出期間 短縮の場合：次の年度からの短縮を希望する場合には、前年度の7月1日～8月31日に提出すること

当該年度末の修了を希望する場合には、その年度の7月1日～8月31日に提出すること

延長の場合：次の年度からの延長を希望する場合には、前年度の11月1日～12月31日に提出すること

* 以下大学院事務課記入欄

提出の別	窓口（本人・保証人・代理人） / 郵送	事務課長 ㊟
受理日	令和 年 月 日	受理者
長期履修承認日	令和 年 月 日	研究科委員会承認